

事故が起これたら

～事故一報から見舞金・共済金請求の流れ～

Step1

最初に事故の報告を

事故第一報の手続き

事故第一報報告書(共済様式:20)に必要事項を記入し、単位子ども会代表者に速やかに提出。

記載内容を確認。
市町村子連に提出。開催要項等も
※1

記載内容、年間計画書にて該当するか確認。道子連に **30日以内** に提出。

記載内容を確認。
所定の条件の一報については
全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。



請求をする人
・被共済者
・共済金を受け取る人
60日以内

単位子ども会
代表者

市町村
子連

道子連

全国
子ども会連合会

Step2

治療が終わり
請求できるようになったら

見舞金・共済金請求の手続き

下記表の必要書類を整備し、
単位子ども会代表者に提出(捺印と自署箇所あり)。
(請求権が発生(治療終了)後速やかに提出)

記載内容を確認。(傷病名・天気・参加人数・就学
前3年以下の場合加入済の保護者同伴の有無)
市町村子連に提出。

記載内容・必要書類の有無を確認。
市町村子連名・代表者名を記入し捺印又は自署。
請求書受付欄を記入。加入名簿・年間計画書・
※1 開催要項等を添付し、道子連へ提出、60日以内。

記載内容・必要書類の有無を確認。
加入の有無を確認。道子連名・代表者名を
記入し捺印又は自署。請求書受付欄を記入。
全国子ども会連合会に提出。見舞金審査会を行う。

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが
完了してから60日以内に支払います。
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで
60日以上の日数を要することがあります。)
請求者と市町村子連に支払い通知を送付します。

※ 共済金は、一旦道子連に入金後、見舞金と合わせて指定の口座に振り込まれます

※1

開催要項や回覧板等、行事名・会の名、日付等が入ったものも必須



見舞金・共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
見舞金申請書(振込先指定)	請求 D-5	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	様式-21	○		
個人情報の取扱いに関する同意書 (印)必須	様式-22	○	○	○
診療点数集約書	請求 D-6	○		
医療費の領収書(写)及び診療明細書(写)	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	様式-25		○	○
医師の診断書(後遺障害) ※	様式-26		○	
死亡診断書又は死体検案書 ※	-			○
被共済者の戸籍謄本 ※	-			○

※必要に応じ他の書類の提出をお願いすることがあります。(診断書料は支払対象外)